

IV 規則

教職課程履修規則	84
介護等体験に関する規則	85
教育実習に関する規則	86

教職課程履修規則

1 目的

この規則は、学則第11条第3項に基づき、教育職員免許状の授与を受けるために必要な教科目の履修ならびに教職特別講座等（以下合わせて「教職課程」とする）を受講する場合に必要な事項について定める。

2 受講の条件

第1セメスターより教職課程を受講するには以下の条件を満たす必要がある。

- (1) 第1セメスターに実施する教職課程受講ガイダンスへ出席していること。
 - (2) 「教職課程受講申請書」を決められた期日までに提出し許可を受けていること。
 - (3) 上記の条件を満たしていても、以下に該当する場合は、受講を許可しない。
 - ① 教師になる意志のない者。
 - ② 学力不足、教職適性等からみて、教師としての資質に問題があると認められる者。
- II. 第3セメスター以降から教職課程の受講を開始する場合は、別途各学部学科にて定める規準を充足すること。

3 受講継続の条件

教職課程の受講を継続するには以下の条件を満たす必要がある。

- (1) 各学部、各学科が定める教職課程受講継続条件を満たしていること。
- (2) 教職課程の受講継続申請を決められた期日までに終えていること。
- (3) 上記の条件を満たしていても、以下に該当する場合は、受講継続を許可しない。
 - ① 教師になる意志のない者。
 - ② 学力不足、教職適性等からみて、教師としての資質に問題があると認められる者。

4 受講の取消

教職課程の受講取消は書面をもって行なうこととする。以下にその手順を定める。

- (1) 籍を置く学科の教職担当教員（以下「教職担当」とする）と相談する。
- (2) 「教職課程受講取消届」を教師教育リサーチセンターで受取る。
- (3) 「教職課程受講取消届」を作成し、教職担当の承認印を受ける。
- (4) 「教職課程受講取消届」を教師教育リサーチセンターに提出する。

5 受講の中止

次に該当する学生は、教職課程の受講を中止する。

- ① 教職課程受講継続条件に抵触した者。

- ② 教師としての資質に問題があると認められる者。ならびに教職課程履修にあたり望ましくない行為があつた者。
- ③ 教師になる意志のない者。

6 受講の費用

教職課程を受講するには取得を希望する教育職員免許状に応じて定められた教職課程受講料を各年次の指定された期日までに納入しなければならない。なお、一旦納入された教職課程受講料は、受講の取消ならびに中止、また教職特別講座等の欠席が発生しても、これを返還しない。

7 履修科目

- (1) 教育職員免許状の授与に必要な授業科目および単位数については、教育職員免許法および教育職員免許法施行規則等の法令に基づき、本学が定めたものとする。
- (2) 受講許可を得た者は、自らの責任において履修登録期間にそのセメスターで履修する科目を登録しなければならない。
- (3) 小学校および中学校の教育職員免許状の授与については、教育職員免許法の特例等に関する法律で「介護等の体験」が義務づけられている。介護等体験については「介護等体験に関する規則」に定める。
- (4) 教育実習については、「教育実習に関する規則」に定める。

8 教育職員免許状の申請

- (1) 教育職員免許状授与資格を得た者は、教育職員免許状授与に関する申請ができる。
- (2) 教育職員免許状の申請は個人申請または大学が行なう一括申請による。
- (3) 個人申請については、自己の責任において授与権者（都道府県の教育委員会）に申請する。
- (4) 一括申請については、一括申請ガイダンスに出席し所定の手続きをとることとする。

9 編入生の教職課程受講

編入生の教職課程受講許可、ならびに履修については編入前の単位修得状況などを勘案し、当該学部、学科ごとに指示する。

10 ダブル免許プログラム

ダブル免許プログラムの履修については別に定める。

11 事務主管

教職課程に関する事務は、教師教育リサーチセンターおよび授業運営課で行う。

12 規則の改定

この規則の改定については、教職課程委員会で審議し決定する。